

関係資料集

- P 1 ○地方自治法（抜粋）第138条の4・・・・・・・・・・議題1
- P 2.3 ○白井市附属機関条例
- P 4.5 ○白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例・・・・・・・・議題4
- P 6 ○常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例
- P 7 千葉県市町村行政区画図（令和3年1月1日現在）・・・・・・・・・・議題5

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(昭二七法三〇六・追加、平一一法八七・一部改正)

○白井市附属機関条例

平成24年12月28日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第3条 会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあつては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、市長(教育委員会の所管に属する附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(専門委員等)

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員(以下「専門委員等」という。)を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員(臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例)

第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関(白井市情報公開条例(平成11年条例第2号)第2条第1号に規定する実施機関及び白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)に対し、審査請求のあった処分に係る情報(白井市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。)又は自己情報(白井市個人情報保護条例第13条第1項に規定する自己の個人情報をいう。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又は自己情報の開示を求めることができない。

2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつた場合には、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要な調査をすることができる。

4 審査会の委員及び当該審査会の専門委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(一部改正〔平成28年条例5号〕)

(白井市交通安全対策会議の特例)

第9条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市交通安全対策会議の会長は、市長をもって充てる。

(白井市都市計画審議会の特例)

第10条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市都市計画審議会の会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会委員等の罰則)

第12条 第8条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(追加〔平成28年条例5号〕)

白井市附属機関条例の抜粋

別表 (第2条関係)

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬若しくは政務活動費の額又は市長、副市長若しくは教育長の給料の額について調査審議すること。	会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 市民	10人以内	2年

○白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和32年2月2日

条例第4号

〔注〕平成18年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第1項の規定による議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬、同条第2項の規定に基づく費用弁償、同条第3項の規定に基づく期末手当の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成20年条例28号〕)

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 390,000円

副議長 月額 320,000円

常任委員長 月額 310,000円

議会運営委員長 月額 310,000円

議員 月額 300,000円

(一部改正〔平成20年条例28号〕)

(議員報酬の支給方法)

第3条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、その職に就いた日から支給する。

2 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その月までの議員報酬を支給する。

3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前3項に定めるもののほか、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬の支給方法については、一般職の職員の給与の支給方法の例による。

(一部改正〔平成20年条例28号〕)

(費用弁償)

第4条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が公務のため市の区域外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の費用弁償の支給方法については、一般職の職員の旅費の例による。

(一部改正〔平成18年条例15号〕)

(期末手当)

第5条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員で6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する者に対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により職を離れた者についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により職を離れた日現在)において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額に、その者が受けるべき議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法については、一般職の職員の給与の例による。

(一部改正〔平成20年条例16号・28号〕)

(規則への委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第4条第2項関係)

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートル に付)	宿泊料 (1夜に付)	航空賃	食卓料 (1夜に付)
普通運賃	上級運賃	50円。ただし、 定期バスの運行 されている路線 にあっては、そ の運賃	13,100円	実費	2,600円

○常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例

昭和32年7月22日

条例第17号

〔注〕平成18年3月から改正経過を注記した。

第1条 この条例は、特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費等について定めることを目的とする。

(一部改正〔平成27年条例4号〕)

第2条 特別職の職員の給料は、別表第1のとおりとする。

(一部改正〔平成27年条例4号〕)

第3条 特別職の職員で6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員に対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する職員にあっては、退職し、失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

(一部改正〔平成18年条例13号・21年23号・22年17号・27年4号・29年5号〕)

第4条 新たに特別職の職員となった者又は特別職の職員を退職した者の給料は、就任の日から又は退職した日までについて支給する。

2 前項に定めるもののほか給与の支給方法は、一般職の職員の給与の支給方法の例による。

(一部改正〔平成18年条例13号・27年4号〕)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

(一部改正〔平成18年条例13号〕)

第6条 特別職の職員に支給する旅費の額は、別表第2に掲げる額を実費として支給する。

2 前項の規定による旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

(一部改正〔平成18年条例13号・27年4号〕)

第7条 教育長の勤務時間及びその他の勤務条件については、一般職の職員の例による。

(一部改正〔平成18年条例13号〕)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成18年条例13号〕)

附 則(昭和35年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年6月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

(一部改正〔平成18年条例29号〕)

区分	単位	給料の額
市長	1箇月につき	830,000円
副市長	同上	690,000円
教育長	同上	650,000円

別表第2(第6条第1項関係)

(一部改正〔平成18年条例13号〕)

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルに付)	宿泊料 (1夜に付)	航空賃	食卓料 (1夜に付)
普通運賃	上級運賃	50円。ただし、定期バスの運行されている路線にあってはその運賃	13,100円	実費	2,600円

千葉県市町村行政区画図

(令和 3 年 1 月 1 日現在)

